

## よくある質問（FAQ）

### 1. 誰がこの補助金を受け取ることができるのですか？

補助対象は新型コロナウイルス感染症入院患者（以下、「感染症入院患者」という。）を受け入れる医療機関です。そのため、申請は医療機関が行うこととなります。

医療機関の設置者は民間・公立等問いません。

### 2. 補助額はいくらですか？

感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者1人あたり日額3,000円を支給額として、医療機関から対象の医療従事者へ支給される特殊勤務手当の総額を補助します。

ただし、総額には感染症入院患者数に応じた補助上限額があります。

### 3. 支給されるのはいつですか？

大阪府から医療機関への交付は、医療機関が大阪府へ特殊勤務手当支給の実績報告を行い、大阪府にて内容を検査し、実績が認められれば速やかに行います。

### 4. 対象の期間はいつからいつまでですか？

対象期間の始期は、各医療機関において感染症入院患者が入院した日からとなります。

終期は未定です。

### 5. 対象期間の終期は未定とのことですが、感染症入院患者の対応を行う限り、永続的に補助が行われるのですか？

現時点では期間を限定せず交付します。終期については今後の状況に応じて判断することとなります。

### 6. 対象となる医療従事者とは具体的にどのような方のことですか？

感染症入院患者に直接接して治療や看護等を行っている医療従事者のことです。

医師や看護師のほか臨床工学技士等も含まれます。また、常勤・非常勤を問いません。

### 7. もともと入院していた患者が検査の結果陽性で、そのまま感染症入院患者として入院となった場合、補助の対象期間はいつからになりますか？

検査により陽性が判明した日が補助対象の始期になります。

### 8. 患者受入医療機関以外の医療機関（診療所等）で、たまたま新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）を対応することになった場合は対象にはならないのですか？

感染症入院患者を受け入れている医療機関が対象であるため、感染症患者が入院する医療

機関以外は対象になりません。

**9. 感染症入院患者の対応を行っていても、発熱外来等の感染リスクのある業務を行っていた人は対象にはならないのですか？**

感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者が対象であるため、それ以外の業務を行っていた方は対象になりません。

**10. 大阪府民でなくても（府外在住）、対象となるのですか？**

対象の医療従事者の居住地は問いません。

大阪府内の感染症入院患者を受け入れる医療機関にて、感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者であれば、居住地にかかわらず対象になります。

**11. 提出書類の様式はどこで入手することができますか？**

大阪府のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/tokushukinmuteate.html>)

ダウンロードすることができない場合は、特殊勤務手当補助金担当

([coronajinteki@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:coronajinteki@gbox.pref.osaka.lg.jp)) までご一報ください。

**12. 「新型コロナウイルス助け合い基金」との関係はどうなっていますか？**

本補助金と助け合い基金は別の支援策となります。助け合い基金の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenisomu/coronakikin/index.html>

**13. 重症患者の定義を教えてください**

人工呼吸器管理が必要な感染症入院患者を想定しています。

**14. 特殊勤務手当として1人あたり日額3,000円未満の支給をしたときも補助対象となりますか？**

医療機関が対象の医療従事者へ3,000円支給することに対する補助ですので、3,000円未満の支給は対象外となります。また、3,000円を超える支給をしていた場合でも、差額は補助対象外となります。

**15. 特殊勤務手当を日額ではなく、月額で支給していますが対象になりますか？**

月額支給している場合、対象の勤務日で日割り計算したときに日額3,000円以上であれば対象となります。

**16. 「特殊勤務手当」以外の名称で手当を支給してもいいですか？**

支給内容が本補助金の趣旨に合致していれば、手当の名称については問いません。ただし、

実績報告時に本補助金の対象となる手当を支給していることを証する書類を提出いただく必要がありますのでご準備ください。

**17. 実績報告書の「実績等の証拠となる書類の写し」とはどのような書類のことですか？**

支給の根拠となった勤務実績・勤務状況がわかる書類です。例えば、感染症入院患者対応の勤務シフト表、感染症入院患者病室への出入り簿（管理簿）などです。

ただし、ご提出いただいた書類から、対象となる医療従事者ごとに感染症入院患者への治療等を行った日が確認できない場合は、追加の説明や資料の提出などを求めることがありますのでご了承ください。